

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、すでにご承知のように、償却資産(土地や家屋以外の事業用資産)については、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっております。
つきましては、申告関係書類を同封いたしましたので、この手引きをご参照いただき申告書を作成のうえ、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限 令和7年1月31日（金）



【申告書の提出先及び問い合わせ先】

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

留萌市総務部税務課資産税係

TEL〔直通〕0164-42-1804 内線259・260

- ※ 申告書を郵送で提出される方で、控用の返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ※ 該当資産のない方、資産の増減のない方、休業、廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。
- ※ インターネットを利用した申告も可能です。
詳しくは、「eLTAX（エルタックス）」ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

《 目 次 》

I 償却資産の申告について

- 1 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・1
- 2 提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・1
- 3 申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・2
- 4 申告の対象とならない資産・・・・・・・・・・・・・2
- 5 実地調査等のお願い・・・・・・・・・・・・・2
- 6 不申告、又は虚偽の申告について・・・・・・・・・・・・・2

II 償却資産のあらまし

- 1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・3
- 2 償却資産の種類と具体例・・・・・・・・・・・・・3
- 3 国税との比較・・・・・・・・・・・・・3
- 4 業種別の償却資産の具体例・・・・・・・・・・・・・4
- 5 家屋と償却資産の区分・・・・・・・・・・・・・5
- 6 リース資産について・・・・・・・・・・・・・5

III 償却資産の評価と課税について

- 1 償却資産の評価・・・・・・・・・・・・・6
- 2 課税標準と税額・・・・・・・・・・・・・6
- 3 課税標準の特例が適用される償却資産・・・・・・・・・・・・・6
〔参考〕減価残存率表・・・・・・・・・・・・・7

IV 申告書等の記載例

- 1 償却資産申告書の記載例・・・・・・・・・・・・・8
- 2 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例・・・・・・・・・9
- 3 種類別明細書(減少資産用)の記載例・・・・・・・・・・・・・10

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、留萌市内に事業の用に供することができる資産を所有している方、又は留萌市内の事業者に償却資産を貸し付けている方です。

なお、前年中に資産の増減のない方、該当する資産のない方、休業、廃業、移転等で資産がなくなった方も申告書の「18備考欄」に、その旨を記載のうえ、申告をお願いします。

2 提出していただく書類

(1) 今回初めて申告される方

令和7年1月1日 現在の状況	申告書	種類別明細書		備考
		増加資産・全資産用		
申告する資産がある方	○	○		種類別明細書には留萌市内に所有する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○			備考欄に「該当資産なし」と記載してください。今後も資産を所有する見込がない場合は、「申告書類送付不要」と記入してください。（資産を取得した際は必ずご連絡ください。）

(2) 前年度まで申告されている方

令和7年1月1日 現在の状況	申告書	種類別明細書		備考
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	○			備考欄に「増減無し」と記載してください。
増加資産のある方	○	○		前年中に増加した全資産及び申告漏れ等があった資産を記入してください。
減少資産のある方	○		○	前年中に減少した全資産を記入してください。
増加・減少の両方がある方	○	○	○	前年中に増加した全資産、前年中に減少した資産をそれぞれ記入してください。
廃業・解散・転出	○			備考欄に廃業等の年月日を記載してください。

(3) 電算処理により全資産申告する場合

電算処理により申告される方は、必ず所有者コードを記入してください。

償却資産申告書	①地方税法施行規則第26号様式（全国統一様式）の要件を満たす書類を提出してください。
種類別明細書 （全資産用）	①地方税法施行規則第26号様式別表1（全国統一様式）の要件を満たす書類を提出してください。 ②前年中に増加した資産、減少した資産の明細についても、できる限り提出してください。

該当資産がない場合でも、事業把握のため必要ですので、申告書の備考欄にその旨を記載して、提出していただきますようお願いいたします。

3 申告の対象となる資産

- (1) 税務会計上、減価償却となる資産
- (2) 建設仮勘定経理されている資産
- (3) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (4) 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- (5) 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (6) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- (7) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当）
- (8) 他の事業者に事業用として貸し付けている資産
- (9) 賃借人が取り付けた内装、造作、建設設備等の事業用資産
- (10) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

4 申告の対象とならない資産

- (1) 使用可能期間が1年未満又はその取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- (2) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括して損金又は必要な経費に算入されたもの
- (3) 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの
- (4) 無形減価償却資産（営業権・漁業権・ソフトウェア等）
- (5) 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- (6) 生物（ただし、観賞用のものは申告対象）
- (7) 書画骨董（複製等は申告対象）

5 実地調査等のお願い

申告書の受理後、減価償却資産明細書（固定資産台帳）等の写しの提出をお願いしたり、地方税法の規定に基づいて実地調査に伺ったりすることがありますので、その節はご協力をお願いします。

調査等の結果により、その年度だけでなく、過去にさかのぼって課税されることがありますので、あらかじめご承知おきください。

6 不申告、又は虚偽の申告について

正当な理由が無く申告をしなかった場合、または申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条、第386条の規定により罰則を適用されることがありますので、必ず申告してください。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、会社や個人で工場や商店など経営しているひとが、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産
1	構 築 物	舗装路面、看板（広告塔）、ドック、棧橋、岸壁、門・塀・緑化施設等の外構工事、煙突、プレハブ式事務所、ビニールハウスなど家屋と区別されるもの、その他土地に定着した土木設備
	建 物 附 属 設 備	受・変電設備、予備電源設備、その他建設設備、内装・内部造作（「5家屋と償却資産の区分」を参照してください。）
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械装置、土木建設機械、農業用機械装置、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、飲食業設備、その他各種産業用機械及び装置
3	船 舶	漁船、貨物船、ひき船、はしけ、モーターボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、ショベルローダーなどの大型特殊自動車（0、00～09、000～099、9、90～99、900～999ナンバーの車両）、台車、除雪作業車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は該当しません。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定・検査工具、医療機器、理美容機器、自動販売機、厨房用機器、冷暖房用機器、接客用家具、パソコン、陳列ケース、パチンコ器などの遊具等

※これまで償却資産の対象となっていたトレーラタイプの農作業車が、令和3年度より軽自動車税の対象に変更されましたので、申告の必要はありません。

3 国税との比較

項 目	国 税 の 取 扱 い	固 定 資 産 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	定率法、定額法の選択制度 〔定率法選択の場合〕 ・平成24年4月1日以後に取得された資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定率法のみ ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前 年 中 の 新 規 取 得	月割償却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	制度有り	制度無し
特 別 償 却、割 増 償 却 の 制 度（租 税 特 別 措 置 法）	制度有り	制度無し
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改 良 費	原則区分、一部合算も可	区分評価

4 業種別の償却資産の具体例

業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 償 却 資 産
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、その他
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機、その他
医 院 、 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ポール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
旅 館 、 ホ テ ル	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫、その他
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、その他
建 設 業	ブロックガージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、その他
自 動 車 修 理 業	プレス、リフト、コンプレサー、溶接機、グラインダー、ドリル、その他
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー、消火設備、その他
不 動 産 貸 付 業	塀、側溝、駐車場舗装、その他
農 業 、 漁 業	ビニールハウス、精米機、乾燥機、農機具、漁船、魚網、魚群探知機、その他
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、屋外駐車場、カラオケセット、その他

5 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）の建築設備には、償却資産の課税対象になるものと家屋の固定資産の課税対象になるものがあります。

なお、家屋の所有者と異なる方が取り付けした内装や建築設備については、償却資産として取り扱います。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
受変電設備	自家発電設備・受変電設備(配線等含む)	
電灯照明設備	ネオンサイン、投光機、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置、器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置(配線を含む)
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置(配線を含む)	
空調設備	ルームエアコン、FFストーブ	家屋と一体となっている設備
給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
ガス設備		
運搬設備	ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター
厨房設備・洗濯設備	接客の求めに応じるサービス設備(百貨店、旅館、飲食店等)	サービス設備以外の設備
その他の設備	簡易間仕切(床から天井まで達しない程度のもの)、集合郵便受	自動ドア、ナースコール、間仕切(床から天井まで達する程度のも)

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

6 リース資産について

リース資産は、原則として所有者であるリース会社が申告することになりますが、リース契約の内容により取り扱いが変わります。

- (1) リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される契約内容であれば、貸主（リース会社）が申告することになります。
- (2) リース期間終了後に借主に所有権が移転するときは、地方税法第342条の規定により貸主と借主の共有資産とみなされますが、社会通念上、借主に申告していただきます。

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の評価

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

価格（評価額）の算出方法

■ 前年中に取得された償却資産

$$\text{価額（評価額）} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right)$$

※取得価格に次ページ減価残存率表の（A）欄の率を乗じても同様の値が求められます。

■ 前年前に取得された償却資産

$$\text{価額（評価額）} = \text{前年度価格} \times \left(1 - \text{減価率} \right)$$

※前年度価格に次ページ減価残存率表の（B）欄の率を乗じても同様の値が求められます。

※ただし、「取得価額の5%」よりも小さい場合は、「取得価額の5%」の額が価格となります。

2 課税標準と税額

（1）課税標準は、令和7年1月1日現在の償却資産の価格で償却課税台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減価していきます。

（2）課税標準額 × 税率 = 税額 となります。

（3）課税標準額の合計が150万円未満（免税点）の場合には、課税されません。

3 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「特例資産」と記入し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

[参考]

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得 (A)	前年前 取得 (B)			前年中 取得 (A)	前年前 取得 (B)			前年中 取得 (A)	前年前 取得 (B)
				26	0.085	0.957	0.915	51	0.044	0.978	0.956
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918	52	0.043	0.978	0.957
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921	53	0.043	0.978	0.957
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924	54	0.042	0.979	0.958
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926	55	0.041	0.979	0.959
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928	56	0.040	0.980	0.960
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931	57	0.040	0.980	0.960
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933	58	0.039	0.980	0.961
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934	59	0.038	0.981	0.962
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936	60	0.038	0.981	0.962
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938	61	0.037	0.981	0.963
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940	62	0.036	0.982	0.964
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941	63	0.036	0.982	0.964
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943	64	0.035	0.982	0.965
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944	65	0.035	0.982	0.965
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945	66	0.034	0.983	0.966
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947	67	0.034	0.983	0.966
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948	68	0.033	0.983	0.967
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949	69	0.033	0.983	0.967
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950	70	0.032	0.984	0.968
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951	71	0.032	0.984	0.968
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952	72	0.032	0.984	0.968
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953	73	0.031	0.984	0.969
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954	74	0.031	0.984	0.969
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955	75	0.030	0.985	0.970

受付印

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年度

留萌市長 殿

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード ※記入不要

（提出用）

該当箇所を○で囲んでください

所有者	1 住所 (ふりがな) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ルモイ〇〇チヨウ〇〇チヨウメ〇〇パンチ 留萌市〇〇町〇丁目〇〇番地 (〇〇局 〇〇〇〇番)	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・ <input type="radio"/> 無
	2 氏名 (フリガナ) (カブ) 〇〇ケンセツコウギョウ (株) 〇〇建設工業 代表取締役 〇〇〇〇 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の金額) 建設業、土木業 (10.000 百万円)	5 事業開始年月	〇〇年 〇〇月	9 増加償却の届出
		6 この申告に应答する者の係及び氏名	〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇 (〇〇局 〇〇〇〇番)	10 非課税該当資産	有・ <input type="radio"/> 無
		7 税理士等の氏名	〇〇税理士事務所 〇〇 〇〇 (〇〇局 〇〇〇〇番)	11 課税標準の特例	有・ <input type="radio"/> 無
				12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input type="radio"/> 無
				13 税務会計上の償却方法	<input type="radio"/> 定率法 <input type="radio"/> 定額法
				14 青色申告	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

資産の種類	取得価額				15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1 構築物	10 000 000	2 000 000	3 000 000	11 000 000	① 留萌市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 ② <input type="checkbox"/> 申告先の同一市(区)町村内における事業所等資産の所在地を記載してください。 ③
2 機械及び装置	120 000 000	5 000 000	6 000 000	121 000 000	
3 船舶					16 借用資産 (有)・無
4 航空機					
5 車両及び運搬具					17 事業所用家屋の所有区分 <input type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家
6 工具、器具及び備品					
7 合計	130 000 000	7 000 000	9 000 000	132 000 000	

資産の種類	評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等) 資産増減無し。 令和〇〇年〇月、(株)〇〇建設工業に社名変更。 地方税法第349条の3第1項による特例資産有り。
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
1 構築物				記載の必要はありません。
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

添付した書類の名称等。非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項。その他、この申告書に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項を記載してください。

令和 〇〇 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名

1枚のうち

(提出用)

※所有者コード
※記入不要

株〇〇建設工業

1枚目

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額				課 税 標 準 額				増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			十 億	百 万	千	円	十 億	百 万	千	円		
01	1		看板	1	14	15	07					1	0								1・2 3・4		
02	2		発電機 PM100	1	14	15	10	6	000	000		0	7								1・2 3・4		
03																					1・2 3・4		
04																					1・2 3・4		
05																					1・2 3・4		
06																					1・2 3・4		
07																					1・2 3・4		
08																					2 4		
09																					2 4		
10																					2 4		
11																					2 4		
12																					3・4		
13																					1・2 3・4		
14																					1・2 3・4		
15																					1・2 3・4		
16																					1・2 3・4		
17																					1・2 3・4		
18																					1・2 3・4		
19																					1・2 3・4		
20																					1・2 3・4		
				小 計																			

資産の名称及び規格等を記載してください。

記載不要です。

資産の数量を記載してください。

当該資産の取得価格を記載してください。なお、「取得価格」は、資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。

「増加事由」の欄には、
1. 新品取得、
2. 中古品取得、
3. 移動による受入れ、
4. その他
のいずれかに○印を付けて下さい。

・課税標準の特例の対象となる資産については、「特例資産」と記載してください。
・省令改正により耐用年数に変更となる資産は「省令改正」と記載してください。
・その他、特記すべき事項がある場合は、その旨記載してください。

資産の種類に対応する1～6までの数字を記載してください。
1. 構築物、建物附属設備
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具・器具及び備品

資産を実際に取得した年月を記載してください。
(例:平成15年10月)
なお、年号については、
3. 昭和、
4. 平成、
5. 令和
とし、対応する数字を記載してください。

法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

注意 「増加事由」の欄には、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けて下さい。

令和 〇〇 年度

種類別明細書（減少資産用）

所有者名

1枚のうち

（提出用）

※所有者コード

(株)〇〇建設工業

1枚目

※記入不要

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要
					年	月				1 売 却 3 移 動	2 滅 失 4 そ の 他	1 全 部 2 一 部	
01	1		看板	1	3	6	207	10	63	1・2	3・4	1・2	廃棄処分
02	2		発電機	1	3	6	210	07	63	1・2	3・4	1・2	廃棄処分
03										1・2	3・4	1・2	
04										1・2	3・4	1・2	
05										1		2	
06										1		2	
07										1		2	
08										1		2	
09										1・2	3・4	1・2	
10										1・2	3・4	1・2	
11										1・2	3・4	1・2	
12										1・2	3・4	1・2	
13										1・2	3・4	1・2	
14										1・2	3・4	1・2	
15										1・2	3・4	1・2	
16										1・2	3・4	1・2	
17										1・2	3・4	1・2	
18										1・2	3・4	1・2	
19										1・2	3・4	1・2	
20										1・2	3・4	1・2	
小 計													
							7,000,000						

前年中に減少した資産の名称等を記載してください。

減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

①当該資産が減少した事由について、「1. 売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2. 滅失」にあつてはその滅失の理由等を、「3. 移動」にあつてはその受け入れ先の所在地等を記載してください。
②減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次のように記載してください。
(例)
当初取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)分減少
③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を便宜記載してください。

資産の種類に対応する1～6までの数字を記載してください。
1. 構築物、建物附属設備
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具・器具及び備品

前年中に減少した資産の取得した年月を記載してください(例:昭和62年10月)。
なお、年号については、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、対応する数字を記載してください。

当該資産の耐用年数を記載してください。

当該資産について最初に申告した年度を記載してください。